

第19回  
会津美里町農業委員会定例総会

令和7年6月20日 金曜日 午後2時00分

会津美里町役場本庁舎2階 大会議室

会津美里町農業委員会

第19回 会津美里町農業委員会定例総会議事録

1. 日時 令和7年6月20日 金曜日 午後2時00分～2時30分

2. 場所 会津美里町本庁舎2階 大会議室

3. 委員出欠	出席委員	欠席委員
	1番 野中 充	
	2番 佐々木 弘則	
	4番 眞部 剛	3番 眞鍋 伸太郎
	5番 星 忠彦	
	6番 松本 晋平	
	7番 木野 光洋	
	8番 福田 眞実	
	9番 大井 豊記	
	10番 柴崎 陽	
	11番 村松 祐一	
	12番 間舩 一男	
	推進委員 渡邊 武雄	
		推進委員 佐藤 和人
		推進委員 元木 博人
		推進委員 長峯 巖
		推進委員 上野 貞二
	推進委員 梅宮 孝	
		推進委員 佐藤 健一
		推進委員 山内 祐太郎
		推進委員 佐々木 宏光
		推進委員 齋藤 武美
	農業委員 11名出席／12名	
	推進委員 2名出席／10名	
4. 議事録署名人	7番 木野 光洋	8番 福田 眞実

5. 出席農業委員会事務局職員

事務局長	鶴川 晃
事務局次長	佐瀬 博巳
係長	新國 一弥
主査	廣谷 俊太郎

議 長 起立、礼。

事務局 長 会議の前に、ご報告いたします。本日、2番 佐々木 弘則 委員から欠席の届出がありました。過半数の委員が出席しておりますので、会議規則第7条の規定によりまして、この総会が成立することを報告いたします。それでは、ただいまから、第19回会津美里町農業委員会定例総会を開会いたします。ここで、会長よりご挨拶申し上げます。

( 間船会長 挨拶 )

事務局 長 それでは、会議規則第5条により議長を会長にお願いします。

議 長 これより、本日の会議を開催いたします。  
会議規則第15条の規定により、議事録署名人の指名をいたします。  
7番 木野光洋 委員、8番 福田真実 委員の両名を指名いたします。  
次に、本総会の会期は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

— 異議なしの声 —

議 長 異議なしと認め、会期は本日1日限りと決定しました。  
次に会務の報告を求めます。事務局、報告願います。

事務局次長 ( 会務の報告 )

議 長 ただ今の会務報告について質疑を求めます。

— 質疑なし —

議 長 質疑なければ会務報告を終わります。

## 【農地法第3条関係】

議 長 それでは議事に入ります。  
議案第 65 号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について を審議いたします。事務局説明願います。

事務局次長 受付番号 10 番、譲渡人は〇〇〇〇〇 〇〇〇さん 〇〇歳 〇〇〇、譲受人は 〇〇〇〇〇 〇〇〇〇さん 〇〇歳 〇〇。申請農地は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇 〇 〇〇〇〇〇㎡であります。申請事由としては、譲渡人が農業廃止のため、譲受人が相手方要望であります。移転時期は許可日以降であり、価格は、10a 当たり価格 400,000 円となっております。権利設定は所有権移転であります。経営状況は記載のとおりです。

受付番号 11 番、譲渡人は〇〇〇 〇〇〇さん 〇〇歳 〇〇、譲受人は〇〇〇〇〇 〇〇〇〇さん 〇〇歳 〇〇〇。申請農地は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇 〇〇〇〇㎡であります。申請事由としては、譲渡人が農業廃止のため、譲受人が移住のためであります。移転時期は許可日以降であり、価格は総額で 300,000 円 となっております。権利設定は所有権移転であります。経営状況は記載のとおりです。説明は以上です。

議 長 説明が終わりました。それでは、質疑に入ります。  
議案第 65 号についての質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、議案第 65 号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。





内容の説明は省略して審議したいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異議なしの声 —

議 長 異議なしと認めます。  
それではまず、一括方式の受付番号 33 番から 73 番、76 番、77 番を議題といたしますので、これより質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、一括方式の受付番号 33 番から 73 番、76 番、77 番は原案のとおり決定いたします。次に 一括方式の受付番号 28 番から 32 番、74 番、75 番を議題といたします。本件については、〇〇〇〇委員が関係しておりますので、会議規則第 11 条の規定により、〇〇委員は退席願います。

— 〇〇委員 退席 —

議 長 それでは、これより質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、一括方式の受付番号 28 番から 32 番、74 番、75 番は原案のとおり決定いたします。

— 〇〇委員 着席 —

議 長 〇〇委員に申し上げます。本案件は、原案のとおり決定いたしました。

これをもって議案の審議を終了いたします。

### 【農地法第3条の3第1項の規定による届出について】

議長 これより、報告事項に入ります。  
報告事項については、事務局より一括して報告を受け、一括質疑とする方法としたいと思いますがご異議ございませんか。

— なしの声 —

議長 それでは、報告第48号から第51号について、事務局より説明を求めます。

事務局次長 報告第48号は8件の届出がありました。詳細については相続案件ですので省略いたします。

### 【合意解約について】

事務局次長 届出は13件提出されております。  
それぞれの理由により、両者合意の上、解約がなされたものでありますので、詳細につきましてはお読み取りください。なお、今回の13件につきましては〇〇地区の換地処分が決定したため、対象農地の解約を行うものです。

### 【現況確認証明書の交付について】

事務局次長 報告第50号、現況確認証明書の交付については1件提出されております。  
申請人は、〇〇〇〇〇 〇〇〇〇さん。申請地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇 〇〇〇㎡であります。申請理由は、所有権移転登記に際し、当該地が農地法で定める「農地」の定義から外れていることの証明が必要なためです。福島県現況確認証明書等交付事務取扱要領に基づき、5月29日現地調査を実施いたしました。なお、昨年度までは委員3名と事務局1名で確認を行っておりましたが、3月31日要領改正により委員1名を含む3名以上による確認でよいとされましたので、委員1名、事務局2名にて確認いたしました。申請地は、申請者の親族の実家に隣接する畑であり、平成になってからは申請者の親族が草刈り等の管理を行っておりましたが、平成13年



事務局長 議長ご苦労様でした、それでは、閉会の言葉を、職務代理者お願いします。

職務代理者 本日は、お忙しいところ参集され、また慎重審議をしていただきまして誠にありがとうございました。以上をもちまして、第 19 回会津美里町農業委員会定例総会を閉会いたします。

《 午後 2 時 30 分 終了 》

この議事録は、その真正なることを認め、ここに署名する。

令和 7 年 6 月 2 0 日

議長 \_\_\_\_\_  
( 間船 一男 )

議事録署名人 \_\_\_\_\_  
( 7 番 木野 光洋 )

議事録署名人 \_\_\_\_\_  
( 8 番 福田 真実 )